

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	地方税の賦課に関する事務(住民税個人)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、地方税の賦課に関する事務(住民税個人)における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

地方税の賦課に関する事務(住民税個人)において、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和7年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課に関する事務(住民税個人)
②事務の概要	個人住民税を賦課するにあたり、地方税法及び上天草市税条例等関係法令に基づき、住民及び国税庁から提出された申告情報、給与支払者から提出された給与支払報告書、年金保険者から提出された年金支払報告書の申告資料をもとに住民の所得や控除等の情報を把握している。 これらの把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 具体的な内容は、以下のとおり。 ①課税に向けて、1月1日時点(賦課期日)の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告受付 ③課税資料(給与支払報告書、年金支払報告書等)を合算、内容チェック ④整備された課税資料を基に、個人住民税の課税 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知
③システムの名称	1. 市県民税システム、2. 申告受付システム、3. 宛名管理システム、4. 収納消込システム、5. 国税連携システム、6. 地方税ポータルシステム(eltax)
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第25号)第9条第1項別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 【情報提供の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 市民生活部 税務課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」及び「上天草市特定個人情報取扱規程」に従い業務を行っている。 また、マイナンバーや4情報又は住所を含む3情報により本人確認を行い、業務を行っている。 以上のことから人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」及び「上天草市特定個人情報取扱規程」に従い業務を行っている。 また、マイナンバーや4情報又は住所を含む3情報により本人確認を行い、特定個人情報が記載されている文書を廃棄する際は、機密文書として溶解処理を行っている。 以上のことから特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月5日	IIしき値判断項目 1.対象人数	平成27年9月1日時点	平成29年9月1日時点		
平成29年10月5日	IIしき値判断項目 2.取扱者数	平成27年9月1日時点	平成29年9月1日時点		
平成30年2月18日	I 関係情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第25号)第9条第1項、別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	
平成30年12月18日	I 関係情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の27の項	【情報照会】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第2の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条 【情報提供】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2	事後	
平成30年12月18日	IIしき値判断項目 1.対象人数	平成29年9月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成30年12月18日	IIしき値判断項目 2.取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	項目なし	今回新様式		評価書の様式変更による
令和2年9月14日	IIしき値判断項目 1.対象人数	平成30年10月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月14日	IIしき値判断項目 2.取扱者数	平成30年10月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和6年3月27日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地上天草市役所 総務企画部 総務課	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地上天草市役所 総務部 総務課		
令和6年3月27日	IIしき値判断項目 1.対象人数	令和2年9月1日時点	令和6年3月1日時点		
令和6年3月27日	IIしき値判断項目 2.取扱者数	令和2年9月1日時点	令和6年3月1日時点		
令和7年6月30日	IIしき値判断項目 1.対象人数	令和6年3月1日時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	IIしき値判断項目 2.取扱者数	令和6年3月1日時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	IV リスク対策	項目なし	8. 人手を介在させる作業を追加		
令和7年6月30日	IV リスク対策	項目なし	11. 最も優先度が高いと考えられる対策を追加		
令和7年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 市県民税システム、2. 申告受付システム、3. 国税連携システム、4. 地方税ポータルシステム(eltax)	1. 市県民税システム、2. 申告受付システム、3. 宛名管理システム、4. 収納消込システム、5. 国税連携システム、6. 地方税ポータルシステム(eltax)		
令和7年6月30日	I 関係情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第25号)第9条第1項、別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第25号)第9条第1項別表24の項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	I 関係情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第2の27の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>1.2.3.4.5.7.11.13.15.20.28.37.39.42.48.49.53.57.58.59.63.65.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.88.89.90.91.92.9 6.98.106.108.115.124.125.129.130.132.137.138.14 0.141.142.144.147.151.152.155.156.158.160.161.1 63.16 4.165.166.167.168.169.170.171.172.173の項</p>		